

平成30年度以前の配偶者控除及び配偶者特別控除について

配偶者控除

生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下（給与収入金額で103万円以下）である場合に適用されます。ただし、配偶者特別控除とは同時に適用はできません。

要件	控除額
配偶者が70歳未満	33万円
配偶者が70歳以上	38万円

配偶者特別控除

生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円を超え76万円未満（給与収入金額で103万円を超え141万円未満）で、かつ、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合に適用されます。

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超45万円未満	33万円
45万円以上50万円未満	31万円
50万円以上55万円未満	26万円
55万円以上60万円未満	21万円
60万円以上65万円未満	16万円
65万円以上70万円未満	11万円
70万円以上75万円未満	6万円
75万円以上76万円未満	3万円
76万円以上	0万円